

○国家公務員の自己啓発等休業に関する法律第8条第2項の規定により読み替えて適用される
国家公務員退職手当法第7条第4項に規定する内閣総理大臣が定める要件について

平成 19 年 7 月 20 日

総 人 恩 総 第 812 号

最終改正 令和 4 年 4 月 22 日閣人人第 271 号

標記について、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 8 条第 2 項（同法第 10 条及び裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり定め、平成 19 年 8 月 1 日以降、これにより取り扱うこととするので、通知します。

記

- 1 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（以下「法」という。）第 8 条第 2 項（法第 10 条及び裁判所職員臨時措置法（以下「措置法」という。）において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される国家公務員退職手当法（以下「退職手当法」という。）第 7 条第 4 項に規定する内閣総理大臣の定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。
 - (1) 自己啓発等休業（法第 2 条第 5 項（法第 10 条及び措置法において準用する場合を含む。）に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）の期間中の法第 2 条第 3 項又は第 4 項（法第 10 条及び措置法において準用する場合を含む。）に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（法第 4 条（法第 10 条及び措置法において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、各省各庁の長等（財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。）が内閣総理大臣の承認を受けたこと。
 - (2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 82 条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けていないこと。
 - (3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が 5 年に達するまでの期間中に退職したものではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 通勤（退職手当法第4条第2項に規定する通勤（他の法令の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合又は退職手当法第5条第1項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合
 - ロ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第5項に規定する旧国家公務員法勤務延長期限若しくは同条第6項の規定により延長された期限の到来により退職した場合又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合
 - ハ 国家公務員法第81条の6第1項の規定により退職した場合（同法第81条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合
 - ニ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合
 - ホ 退職手当法第20条各項の規定に該当して退職した場合
- 2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
- (1) 国家公務員法第79条の規定による休職の期間（通勤による傷病若しくは退職手当法第5条第1項に規定する公務上の傷病（他の法令の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により国家公務員法第79条第1号に掲げる事由に該当し、又は人事院規則 11－4（職員の身分保障）第3条に規定する事由（同条第1項第3号に規定する事由を除く。）に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）
 - (2) 国家公務員法第82条の規定による停職の期間
 - (3) 国家公務員法第108条の6第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間又は行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第7条第1項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事した期間
 - (4) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の規定による育児休業をした期間
 - (5) 自己啓発等休業をした期間
 - (6) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項の規定による配偶者同行休業をした期間
 - (7) (1)から(6)までの期間に準ずる期間
- 3 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の自己啓発等休業に係る第1項の規定の適用については、同項第1号中「見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（法第4条（法第10条及び措置法において準用する場合を含む。）の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、各省各庁の長等（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の長並びにこれらの委任を受けた者をいう。）が内閣総理大臣の承認を受けたこと」とあるのは、「見込まれること」とする。